

令和5年6月9日

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害に係る 普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

茨城県取手市、静岡県磐田市、和歌山県海南市

2 繰上げ交付額

茨城県	取手市	609百万円
静岡県	磐田市	524百万円
和歌山県	海南市	441百万円
	合 計	<u>1,574百万円</u>

3 日程

令和5年6月9日(金) 交付決定

令和5年6月12日(月) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 令和5年度の普通交付税額決定前であるため、6月概算交付額の30%を交付

自治財政局財政課 青山、西林、神野
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)